

年企発 0930 第 1 号
令和 8 年 9 月 30 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について

「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」(平成 13 年 9 月 27 日
企国発第 18 号)を別添のとおり改正し、令和 8 年 10 月 1 日から適用することとしたの
で、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日企国発第18号）新旧対照表

新			旧		
(別紙1) 承認要件等 (略)			(別紙1) 承認要件等 (略)		
規約記載事項	規約承認事項	審査要領	規約記載事項	規約承認事項	審査要領
法第3条第3項 1～6（略） 7．事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	(略) (略) (1) 事業主掛金について、定額又 は給与に一定の率を乗じる方 法その他これに類する方法によ り算定した額によることが定め られていること。	(略) (略) ・基本的には、実施事業所ごとに企 業型年金加入者全員に対して同 じ「定額」、「一定の率」又は「定 額プラス一定の率」を用いている こと。（すなわち、企業型年金加 入者によって額や率が異なってい ないこと。） ・企業型年金加入者間で事業主掛 金額に差を設ける場合にあつて は、「短時間・有期雇用労働者及 び派遣労働者に対する不合理な 待遇の禁止等に関する指針」（平 成30年厚生労働省告示第430号） を踏まえ、労働協約等における給 与及び退職金等の労働条件が異 なるなど事業主掛金額に差を設 けることにつき合理的な理由が あること。 ・「給与」については、「確定拠出年金 制度について」第1の2に従って定 めていること。 ・労使合意により給与等を減額した で、当該減額部分を事業主掛金とし て拠出し企業型年金の個人別管理 資産として積み立てるか、給与等へ の上乗せで受け取るかを従業員が 選択する仕組みにより企業型年金 を実施する場合は、社会保険・雇用 保険等の給付額にも影響する可能 性を含めて従業員に正確な説明が なされていること。（これまでの労	法第3条第3項 1～6（略） 7．事業主掛金の額の算 定方法その他その拠出 に関する事項	(略) (略) (1) 事業主掛金について、定額又 は給与に一定の率を乗じる方 法その他これに類する方法によ り算定した額によることが定め られていること。	(略) (略) ・基本的には、実施事業所ごとに企 業型年金加入者全員に対して同 じ「定額」、「一定の率」又は「定 額プラス一定の率」を用いている こと。（すなわち、企業型年金加 入者によって額や率が異なってい ないこと。） ・企業型年金加入者間で事業主掛 金額に差を設ける場合にあつて は、「短時間・有期雇用労働者及 び派遣労働者に対する不合理な 待遇の禁止等に関する指針」（平 成30年厚生労働省告示第430号） の「 <u>基本的な考え方</u> 」を踏まえ、 労働協約等における給与及び退 職金等の労働条件が異なるなど 事業主掛金額に差を設けること につき合理的な理由があること。 ・「給与」については、「確定拠出年金 制度について」第1の2に従って定 めていること。 ・労使合意により給与等を減額した で、当該減額部分を事業主掛金とし て拠出し企業型年金の個人別管理 資産として積み立てるか、給与等へ の上乗せで受け取るかを従業員が 選択する仕組みにより企業型年金 を実施する場合は、社会保険・雇用 保険等の給付額にも影響する可能 性を含めて従業員に正確な説明が なされていること。（これまでの労

7の2～12（略）	（2）～（6）（略） （略）	使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。）	7の2～12（略）	（2）～（6）（略） （略）	使協議の経緯、過半数を代表する者の選出方法等を十分確認すること。） （略）
-----------	-------------------	-----------------------------------	-----------	-------------------	--